

2. 経営健全化計画の履行概況

(1) 18 年 3 月期 業務改善命令への対応進捗状況

三井住友フィナンシャルグループ（以下、当社）は、「経営健全化計画に係る 17 年 3 月期の収益目標と実績とが大幅に乖離していることなどから、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められる」ことを理由として、17 年 7 月 22 日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 20 条第 2 項および銀行法第 52 条の 33 第 1 項の規定に基づき、行政処分（業務改善命令）を受けました。

同計画の進捗状況につきましては、18 年 3 月期の三井住友銀行（以下、当行）の当期純利益が 5,195 億円と計画を 1,695 億円上回りましたほか、諸施策の進捗状況は後述の通り着実に進展しております。

なお、業務改善計画の 18 年 3 月期における進捗状況につきましては、取締役会に報告の上、5 月 31 日に金融庁に提出いたしました。